

大津市が作成した地図等の利用手続き（測量成果の複製・使用申請フロー）

大津市発行の地図等を複製し、その成果品を不特定多数の者が利用できるようにする場合などや、その地図等を基に新たな地図を作成する場合などには、測量法の規定に基づき、あらかじめ大津市長の複製または使用の承認を得なければなりません。

■複製とは（測量法第 43 条関係）

・紙地図及びラスターデータ型の地図画像を背景用にコピー、スキャン等の測量ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除もしくは独自情報を付加したもの。

■使用とは（測量法第 44 条関係）

・測量成果をスクライプやトレースし、原測量成果を調整し直して別種の地図を作成するもの。

・測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成するもの。

・ベクトルデータ及び標高データから地図画像を作成する行為をするもの。

（大津市統合型 GIS 基盤地図はベクトルデータのため、当データから地図画像を作成する場合は、地図の調整（測量）行為として取り扱いますので、使用承認申請が必要です）

START

利用する地図（データ）は何ですか？（公共測量成果である地図等を利用する）

- ◎紙地図（市域図）（1/2,500、1/10,000、1/25,000、1/50,000）《都市計画課》
- ◎紙地図（道路台帳附図）《路政課》
- ◎空中写真（写真、デジタルオルソ）《情報システム課》
- ◎デジタル地図（大津市統合型 GIS 基盤地図デジタルデータ（数値レベル 2500 Shape））《情報システム課》

NO

基本測量やその他の公共測量成果の地図については、各測量計画機関もしくは、著作権者等までお問合せください。

なお、大津市ホームページの MyTown おおつで公開している航空写真については、申請は必要ありませんが、利用目的により「出所の明示」をしてご利用ください。

YES

どのような目的で地図を利用しますか？

A

- ◆私的に利用する（個人的な利用、10 名程度のサークルで利用）
- ◆学校その他教育機関（予備校、私塾含まず）で利用する（学習の過程で利用、必要な限度内の部数を利用）
- ◆一時的な資料として利用する（打合せ等で一時的に利用し、利用後は処分する場合）
- ◆イラスト的に利用する（ハンカチ、T シャツへの印刷など、精度のない場合）

B

- ◆学会発表、学術論文（営利目的除く）に利用する
- ◆試験問題として利用する
- ◆テレビ番組等で短時間利用する
- ◆刊行物に地図を挿入して利用する。

C 上記以外

Aの場合

Bの場合

申請不要

NO

申請不要

出所の明示をして利用すること

【例】

- ・この地図は、大津市発行の●分の 1 市域図を使用したものである。
- ・大津市撮影の空中写真（●●年撮影） など

Dの場合

Eの場合

どのような加工をしますか？

- ◎紙地図をコピーして基図とする
- ◎地図画像データを背景図として利用する
- ◎複製承認を得て作成した地図を複製する など

YES

NO

複製の目的は？

D ◆博物館等においてパネル展示する

E

- ◆社内、サークル、同好会等においてのみ利用する
- ◆特定の者に対して提出する申請書、報告書等に複製物を掲載する

F 上記以外

Fの場合

どのような加工をしますか？

- ◎調整し直して別種の地図を作成する
- ◎ベクトルデータを GIS の背景図等に利用する
- ◎立体的な地図を作成する
- ◎空中写真をオルソ化する など

YES

NO

作成する成果品に緯度経度等の位置座標を表示しますか？

ただし、以下の場合については位置座標の有無に関わらず申請が必要となります。

- ◆国土の管理に関わる地図情報（管内図、各種公共事業計画・施設管理図、ハザードマップ、その他防災関係マップ等）を作成する場合
- ◆国土地理院の地図に元々記載されているもの（地形（等高線、海岸線及び河川）、道路、地名、行政界ほか）を実質的に異なる表記に変更する場合。ただし記載の削除のみの場合を除く。
- ◆販売されている国土地理院の刊行物（紙地図を含む）と比較して、一見違いが明確に判別できない場合
- ◆前各号に準ずる場合

YES
地図を調整しない場合

YES
地図を調整する場合

利用する地図（データ）の所管課（START 参照）へお問合せください。

測量成果の複製承認申請書
（測量法第 43 条）

測量成果の使用承認申請書
（測量法第 44 条）

複製及び使用の事例など詳細については、「[国土地理院の地図の利用手続](http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index-new.html)」をご覧ください。

申請は、国土地理院 [測量成果ワンストップサービス](https://onestop.gsi.go.jp/onestopservice/)もご利用ください。